

「滞納なし証明」の交付請求について

「滞納なし証明」は、鳥取市が課税する全ての税目について、滞納がないことを証明するものです。

1 手数料

手数料は、一通300円です。

2. 発行日

建設工事・測量等業務入札参加資格審査の定期申請及び随時申請にあっては、申請日前3月以内に発行されたものが必要となります。

3. 交付請求窓口

「市役所本庁舎1階 市民総合窓口（市民課）」、「各総合支所市民福祉課窓口」で交付請求していただけます。

4. 交付受付時間

平日午前8時30分から午後5時15分まで

毎週土・日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）は、滞納なし証明を発行できませんのでご注意ください。

本庁舎の市民総合窓口は夜間・休日開庁を行う日があります。詳細は、鳥取市公式ウェブサイトの市民課のページでご確認ください。

トップページ>くらしの情報>手続き・届出>届出・証明>窓口のご案内>市民総合窓口（市民課）窓口カレンダー

（裏面もご確認ください）

5. その他

- 納税直後は各金融機関からの送金が間に合わず、納付状況が確認できない場合があります。（県外の金融機関の場合、納付確認に2週間ほどかかることがあります。）

期間をおいて来庁されるか、お急ぎの場合は収納推進課まで領収書をお持ちください。
ただし、夜間・休日開庁時間中は、領収書を窓口にお持ちしていただいても滞納なし証明の発行を受けることはできませんのでご注意ください。

- 約束手形、先付小切手等にて納付される場合は、「滞納なし証明」を交付できませんので、収納推進課（0857-30-8152）までご相談ください。
- 滞納なし証明は郵便での請求も可能です。詳細は、鳥取市公式ウェブサイトの市民課のページでご確認ください。

トップページ＞くらしの情報＞手続き・届出＞届出・証明＞各種証明書＞

納税証明、資産証明、営業証明の請求について（法人申請用） （法人の場合）又は
所得証明・資産証明・納税証明の郵便請求について （個人の場合）

- 取得していただくのは納税証明のうち「市税滞納なし証明」です。

この書類には年度の指定はありません。

（証明書の交付申請書では、「年度」の欄に斜線が引かれています。）

- 法人の滞納なし証明を請求される場合は、法人印が必要です。下記のどちらの方法で法人印を押印していただくようお願いいたします。
 - ・ 税証明申請書の申請者欄に法人印を押印していただく。
 - ・ 来庁される方への委任状に法人印を押印していただく。

税証明申請書及び委任状の様式は、鳥取市公式ウェブサイトに掲載しております。

トップページ＞くらしの情報＞手続き・届出＞届出・証明＞窓口のご案内＞市民課申請書ダウンロードサービスのご案内

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の影響により、納税又は徴収を猶予する特例措置を受けている場合は、滞納なし証明の発行ができません。この場合は、滞納なし証明に代えて猶予許可通知書の写しを提出してください。